済生会福島総合病院

福島市大森字下原田二五番地所在地

福島県知事

雅

雄

認定有効期限 別事 内 堀

平成三三年四月二二日

(地域医療課

同

郡磐梯町

六月一二日

館解町中央公民

午後四時まで午後一時三〇分から

午 ら 前 午前一

一時まで

時一五分か

境活用センター

北塩原村自然環

名称

次の病院を平成三十年四月二十三日救急病院として認定した。

(昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、

島

福島県告示第四百二号

救急病院等を定める省令

平成三十年五月一日

検査区域

対象となる特定計量器

検査の期日及び時間

検

査

場

検査を次のとおり実施する。

平成三十年五月一日

計量法第二十一条第二項の規定により、

知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 内 堀 雅

雄

計量法 (平成四年法律第五十一号)

第十九条第一項の規定により、

特定計量器の定期

河沼郡湯川村

福島県告示第四百三号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

福島県病院局

告

○計量器の定期検査を実施する件 ○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

○福島県病院事業職員の給与、 規程の一部を改正する規程 勤務時間その他の勤務条件等に関する

告 示

羐

村同 郡北塩原

午前一○時一五分まで

ンターホール ミュニティーセ

六月七日

北塩原村役場コ

午後四時まで午後一時から

耋 耋

町 耶麻郡猪苗代

ŋ

同

桁体育館

午後二

一時三〇分まで

時三〇分から

六月六日

猪苗代町役場

午前一〇時三〇分か

るものを除く。以下同 第三二九号)第五条第 施行令(平成五年政令 非自動はかり(計量法 一号又は第二号に掲げ

で 午 ら 前 一

時三〇分ま

六月五日

ノ沢体育館

午前一〇時三〇分か

)、分銅及びおも

喜多方市

所

午後一

同

育館

午前一一時三○分まで

六月一三日

湯川村公民館

時三〇分から

喜多方市塩川体

			納体育館 喜多方市熱塩加	午後二時三〇分まで午後一時三〇分から	
			同	六月二二日 午前九時三○分から 年前九時三○分から	
			同	午後四時まで 午後一時から 午後一時から 午後四時まで	
	福島県病院局			午後四時まで	
(計量検定所)			館	午後一時三〇分から	
日及び祝日を除く。)一日まで(土曜日、日曜一一月一日から一二月二	非自動はかり、分銅及びおもり	 	長の家専多方市農村婦	六月二○日 午前九時三○分から 年前一一時三○分から	
検査の期日	対象となる特定計量器	検査区域		午後四時まで	
	実施する検査実施する検査	こする検査場所で実施になる	喜多方市松山公	六月一九日	
	午後三時まで午後一時から		育館 喜多方市山都体	午後二時まで午後二時三〇分から	
- - - - - - - - - -			喜多方市高郷総	・ 午前九時三○分から 午前一一時三○分から	
曜日、木一所9七月二 福島県計量検定	の検査を受けなかった 三日まで(火曜日、木 右の特定計量器で、右 六月二五日から七月二	町村		午後四時まで	

定する検査場所で実施する検	二 特定計量器検定検査規則
快査	(平成五年通商産業省令第七十号)
	第三十九条第
	一項に規

沼郡湯川村 同郡猪苗代町及び河 同郡猪苗代町及び河	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。)一日まで(土曜日、日曜一日まで(土曜日、日曜	検査の期日

_	
i	I
튤	ļ
槆	
4	

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正 する規程をここに公布する。

平成30年5月1日

福島県病院事業管理者阿 文

福島県病院局管理規程第14号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の 一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福 島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条 第 2 項 第 1 号 中 「 6,800円 」 を 「 7,300円 」に 改 め 、 同 項 第 2 号 ア 中 「 3,300円 」 を 「3,550円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「2,000 円」を「2,150円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間そ の他の勤務条件等に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

リサイクル適性®